

「建設業許可申請の手引き」の改正について

令和4年12月23日
奈良県 建設業・契約管理課

適用

令和5年1月1日より適用します。

主な改正点

① 建設業法施行令の改正(監理技術者等の専任を要する請負代金額等の改正)への対応

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000 万円 (6000 万円)	4500 万円 (7000 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500 万円 (7000 万円)	4000 万円 (8000 万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500 万円	4000 万円

()は建築一式工事の場合

② 申請書類の添付書類について、原則として原本を不要(写しで可)へと変更

窓口申請時に提示する本人確認書類を除き、添付する証明書類は全て「写し」で可とします(原本も可ですが、提出書類は返却しません)。

ただし、「写し」の内容の判読が困難な場合等は、原本の提示を求める場合があります。

③ 県ホームページ等で「お知らせ」としていた事項を「手引き」に記載

申請窓口での本人確認や、医療保険被保険証のマスキングなど、従来は別途「お知らせ」として県ホームページに掲載していたものを「手引き」に記載しました。